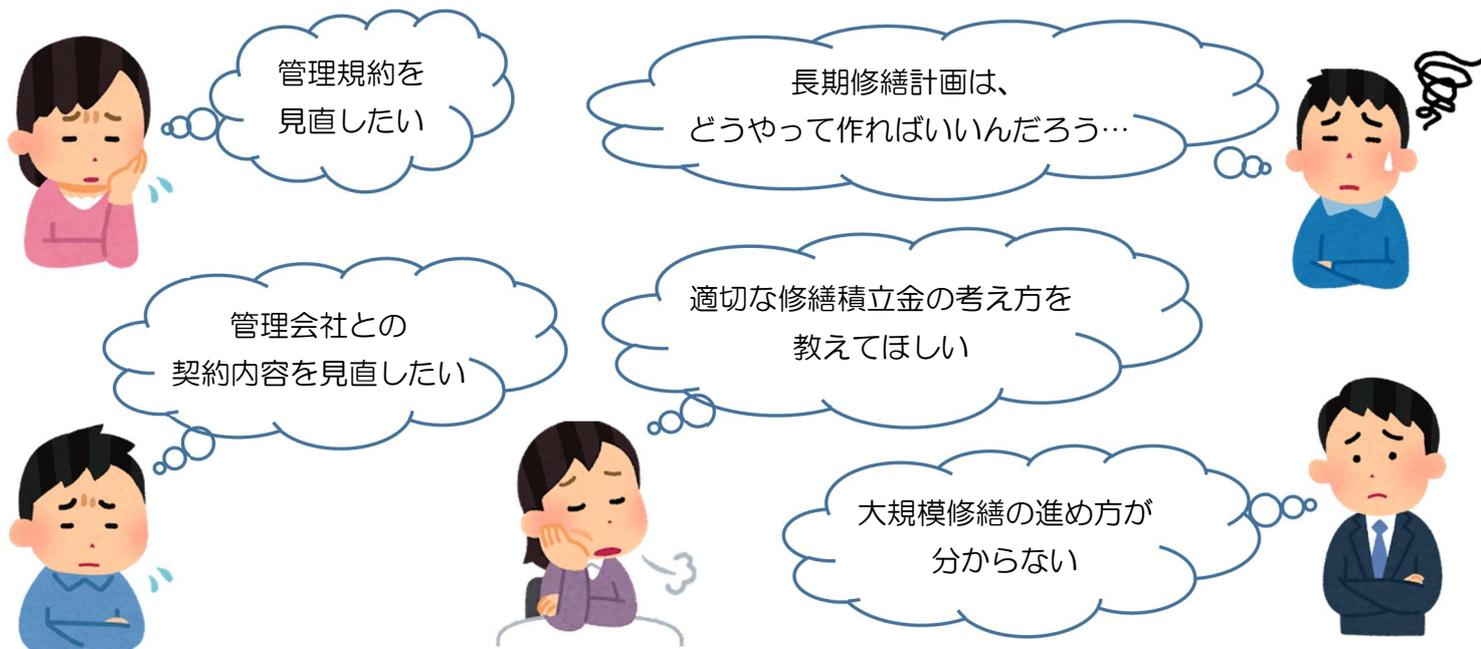


マンション管理士 派遣制度



『マンション管理士派遣制度』とは

マンションの管理に関する支援（現地訪問による助言等）を必要としている管理組合に対し、専門家であるマンション管理士をアドバイザーとして派遣する制度です。

対象

市内の分譲マンションの管理組合
ただし、管理組合が組織されていないマンションにあっては、2名以上の区分所有者

相談できる内容

- 管理規約に関すること。
- 管理組合の経理に関すること。
- 長期修繕計画の作成及び見直しの進め方に関すること。
- 大規模修繕の進め方に関すること。
- その他マンションの維持管理に関すること。

※建物の劣化診断や調査、長期修繕計画の作成、修繕工事等の見積書等の比較検討、工事仕様書の作成、業者紹介、紛争解決や権利調整などについては、対象外となります。

※『マンション管理士派遣制度』の申請方法などについては裏面を御覧ください。

派遣費用

無料

(派遣に伴い管理組合等で用意される資料や会場などに要する費用については、派遣を受ける管理組合等で御負担ください。)

派遣回数・時間

1管理組合等につき、1年度1回(1回につき2時間以内)

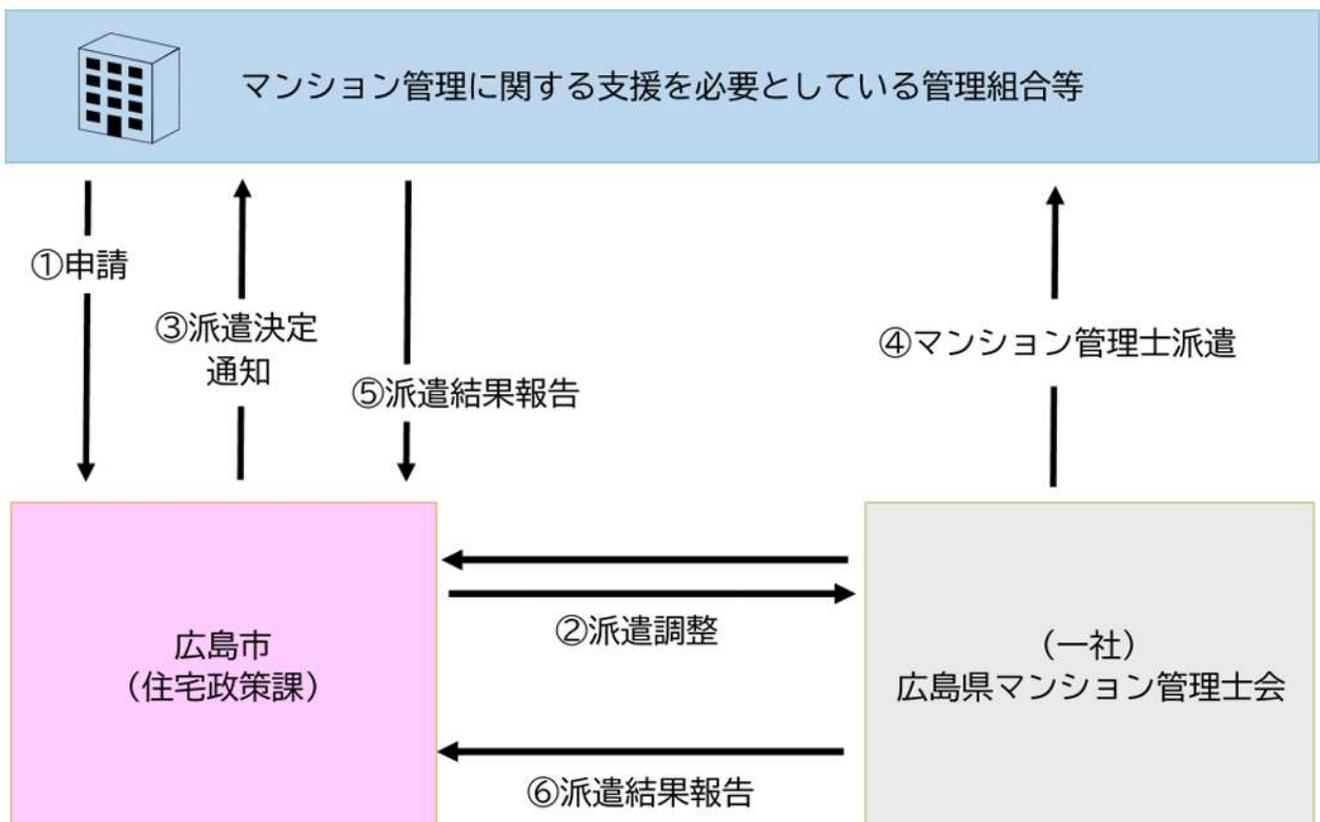
ただし、相談内容に「長期修繕計画の作成及び見直しの進め方に関すること。」「大規模修繕の進め方に関すること。」を含む場合は、1年度2回まで。

派遣申請の方法等

派遣を希望される日のおおむね1か月前までに、申請書に派遣希望日時(第1～第3希望)などを御記入のうえ、市(住宅政策課)に提出してください。

(申請書の様式については、以下※の市ホームページにて御確認ください。)

【申請後の流れ】



※申請書様式や制度の詳細については、市ホームページにて御確認ください。



<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/mannsyonn/326203.html>

< 問合せ >

〒 730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6-34
広島市 都市整備局 住宅政策課 計画係
電話 : (082) 504-2291 FAX : (082) 504-2308
e-mail : jutaku@city.hiroshima.lg.jp